

# 介護保険改定QAより 【居宅支援】

- \* 参考資料 介護保険最新情報 QA 3月19/26/29 4月9/15/21/26 6月9
- \* 泉佐野市田尻町介護事業所連絡会より広域福祉課へのQA内容含む。

---

南大阪介護事業所連盟

## 人員配置基準における両立支援

■ 「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、同等の資質を有する**複数の非常勤職員**を常勤換算することで、人員配置基準を**満たす**ことを認めるとあるが、「**同等の資質を有する**」かについてどのように判断するのか。

- 育児・介護の**短時間勤務制度**、男女雇用機会均等法の母性健康管理措置としての**勤務時間の短縮等**を利用する場合について、**30時間以上**の勤務で、**常勤扱い**とする。  
**常勤換算上 1**と扱う。

## 人員配置基準における両立支援 続き

- 「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、**勤続年数**や**所定の研修の修了**など各施設**基準**や加算の**算定要件**として定められた資質を満たすことである。

# 小規模事業所の虐待防止委員会 及び 研修の定期開催について

## 委員会・研修について

- ・ 定期的な実施が**必要**
- ・ 小規模事業所は積極的に**外部機関等**を活用。

## 委員会開催方法

- ① 法人内の**複数事業所**による合同開催
- ② 感染症対策委員会等 他委員会との**合同開催**
- ③ **関係機関等の協力**を得て開催

小規模事業所の虐待防止委員会 及び 研修の定期開催について

## 研修の定期的実施

- ① 法人内の複数事業所や他委員会との合同開催
- ② 都道府県や市町村等が実施する研修会へ参加
- ③ 複数の小規模事業所による外部講師を活用した  
合同開催等。

## 運営規程について

■ 令和3年度改定において、運営基準等で経過措置期間を定め、介護サービス事業所等に義務づけられたものがあるが、これらについて運営規程においてはどのように扱うのか。

- 変更がある場合は都道府県知事又は市町村長に届け出ることとされているが、介護サービス事業所等に対し義務づけられたもののうち、経過措置が定められているものについては、当該期間においては、都道府県知事等に届け出ることまで求めるものではない。
- 経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意する。

## L I F E に提出する情報について

### ■ 個人情報提出についての利用者同意について

- 必要なし

### ■ 加算算定の同意が取れない利用者がある場合

- 当該利用者を含む原則全ての利用者に係る情報を提出すれば  
同意を得られた利用者の算定は可能

## 3%加算及び規模区分の特例について

■ 通所介護事業所等において利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はあるか。

- 通所介護事業所等が利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はない。
- 介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容（サービス内容、サービス単位／金額等）を利用者又はその家族に説明し同意を得ることは必要である。



## サービス提供の所要時間と所要時間区分の考え方

■ 各所要時間区分の通所サービス費を請求するにあたり、サービス提供時間の最低限の所要時間はあるのか。

- 所要時間による区分は現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置づけられた通所サービスを行うための標準的な時間

## サービス提供の所要時間と所要時間区分の考え方

■ 1人の利用者に、7時間の通所介護に続いて5時間の通所介護を行った場合 それぞれ通所介護費を算定できるのか

- それぞれのプログラムが、**単位ごとに効果的に実施されている場合**それぞれの単位について算定できる。
- **1日**につき算定する**加算項目は1回限り**算定できる。
- 単に日中の通所介護の延長として夕方に通所介護を行う場合  
通算時間は12時間とし 8時間以上9時間未満で算定9時間から12時間までは延長加算を算定（または延長サービスに係る利用料として徴収）する。

サービス提供時間を**短縮した場合**の所要時間区分の考え方

## そのまま取れる場合

8 - 9 時間の利用者が体調不良等で 7 時間 3 0 分でサービスを中止した場合

## 大きく短縮した場合は短縮した時間で算定

- ・ 定期検診などのために当日に併設保険医療機関を受診した場合
- ・ 当日の希望により 3 時間程度の入浴のみサービスを行った場合
- ・ 当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したため 2 時間程度でサービス提供を中止した場合（1 時間程度の場合**算定不可**）

## 送迎減算について

■ 訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合  
介護報酬はどのように算定すればよいか。

- 特別な事情のない限り 別途訪問介護費として算定することはできない。
- 居宅から病院等を経由して通所事業所へ行く場合や、通所事業所から病院等を経由して居宅へ帰る場合等 一定の条件下で算定することができる。
- 訪問介護員等により送迎が行われる場合 送迎を実施していないため 送迎減算が適用される

宿泊サービスを長期に利用している者に係る  
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロの算定

■ 計画作成時、居宅を訪問し、生活状況の確認等を行うこととなっているが **通所介護等事業所**において、**長期**にわたり、「宿泊サービス」を利用している利用者は、どのように対応すればよいか。

- **居宅で生活していない利用者**に対して、同加算を算定することは基本的には**想定されない**。
- 居宅生活を再開する予定の利用者について、生活再開に向けた個別機能訓練を実施する等の場合にあっては、同加算の算定も**想定されうる**。

## 通所介護 等 入浴介助加算(II)

■ 利用者が居宅において利用者自身又は家族等の介助により入浴できるようになることを目的とするが、この場合の「居宅」とはどのような場所が想定されるのか。

- ・ 自宅/高齢者住宅（共同の浴室を含む）/親族の自宅
  - ・ 浴室が自宅にない等の利用者の場合
- ① 事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等が利用者の動作を評価する。
  - ② 自立して入浴することができるよう必要な設備（福祉用具等）を備える。

## 通所介護 等 入浴介助加算(II)

- ③ 機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状態や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。
- \* 通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。
- ④ 個別の入浴計画に基づき、事業所において、入浴介助を行う。
- ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。

## 通所介護 等 入浴介助加算(II)

- 算定にあたって利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価する事は定期的に行う必要があるのか。
- 利用者の **身体状況** や居宅の **浴室の環境に変化** が認められた場合に **再評価** や個別の入浴 **計画の見直し** を行うこととする。



## 通所介護 等 入浴介助加算(II)

■ 個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行うこととなっているが、具体的にどのような介助を想定しているのか。

- 入浴に係る一連の動作のうち、利用者が自身の身体機能のみを活用し行うことができる動作については、引き続き実施できるよう見守りの援助を、介助を行う必要がある動作については、利用者の状態に応じた身体介助を行う。
- 利用者の尊厳の保持に配慮し、その状態に応じ、利用者自身で又は家族等の介助により入浴ができるようになるよう、常日頃から必要な介護技術の習得に努める

## 通所介護 等 入浴介助加算(II)

■ 個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境（手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したものの）にて、入浴介助を行うこととなっているが、**大浴槽に福祉用具等を設置すること**等により利用者の居宅の浴室の状況に近い環境を再現することとしても差し支えないのか。

- ・ 利用者の居宅の浴室の手すりの位置や浴槽の深さ・高さ等にあわせて、**可動式手すり、浴槽内台、すのこ等**を**設置**することにより、利用者の居宅の浴室の状況に**近い環境が再現**されていれば、差し支えない。

## 通所介護 等 栄養アセスメント加算について

- 利用者が、複数の通所事業所等を利用している場合、栄養アセスメント加算の算定事業者はどのように判断するのか。
  - ・ サービス担当者会議等で、利用者が利用している各種サービスと栄養状態との関連性や実施時間の実績、利用者又は家族の希望等も踏まえて検討した上で 介護支援専門員が事業所間の調整を行い、決定する。
  - ・ 原則、当該事業所が継続的に栄養アセスメントを実施すること。

## (介護予防) 短期入所生活介護・短期入所療養介護

### 連続利用日の考え方

#### ■ 連続利用日数を計算する場合

(例) A事業所 連続15日間 (介護予防) 短期入所介護の後、同日に B事業所 (同一敷地以外) 利用を開始し、利用開始日を含めて連続15日間 (介護予防) 短期入所生活介護をした場合、連続利用日数は何日となるのか。

- **30日**となる。利用日数は、原則として利用を開始した日及び利用を終了した日の両方を含む。同一敷地内の事業所を利用する場合 A事業所は最終日に請求出来ない為 連続利用日数は **29日**となる。

(介護予防) 短期入所生活介護・短期入所療養介護

## 連続利用日の考え方

### ■ 連続利用日数を計算する場合

(例) A事業所にて連続30日間(介護予防)短期入所生活介護を受け 同日にB事業所(同一敷地以外)の利用を開始した場合、B事業所は利用開始日から介護報酬を請求することが可能であるか。

- B事業所は**利用開始日**は介護請求することは出来ず 自己負担となる。利用開始日の翌日からは介護報酬を請求することが出来る。同一敷地内の場合は開始日は介護請求できるが翌日が出来ない。翌々日からは 介護請求が出来る。

(介護予防) 短期入所生活介護・短期入所療養介護

## 利用者に対して送迎を行う場合

■ 訪問介護員等による送迎で短期入所サービスを利用する場合、介護報酬はどのような算定すればよいか。

- ・ 特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできない。  
ただし、利用者が、居宅から病院等を経由して短期入所サービスの事業所へ行く場合や、短期入所サービスの事業所から病院等を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件の下に、令和3年度から訪問介護費を算定することができる。

(介護予防) 短期入所生活介護  
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合の減算

- 同一事業所から30日間連続して短期入所生活介護の提供を受け、その翌日1日同事業所を自費で利用し、自費利用終了後再び短期入所生活介護の提供を受けることとなった場合、長期利用者に対しての減算はいつから適用されるのか。

- ・ 自費利用終了後再び短期入所生活介護の提供を受けることとなった日から減算が適用される。

(介護予防) 短期入所生活介護  
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合の減算

- 指定介護予防短期入所生活介護事業所を利用した後、連続して一体的に運営されている指定短期入所生活介護事業所を利用することとなった場合、指定介護予防短期入所生活介護を利用していた期間は、指定短期入所介護事業所の連続利用日数に含めるのか。

- ・ 一体的に運営されている場合は、同一事業所を利用しているものとみなし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用期間を連続利用日数に含めることとする。



## 訪問介護 通院等乗降介助

■ 1日に複数の医療機関を受診する場合、医療機関から医療機関への移送に伴う介護について「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定できるか。

- 居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。
- 居宅が起点又は終点となる場合、同一の事業所が移送を行う場合に限り、算定することができる。

## 訪問介護

### 看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合の2時間ルールの弾力化

■ 看取り期の利用者に訪問介護を提供する際、**2時間未満**の間隔で訪問介護が行われた場合、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定が可能となったが、**所要時間を合算**するという従来の取扱いを行うことは**可能か**。

- **可能**である。
- 弾力化が適用されるのは、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと利用者を診断した時点以降であるが、**適用回数**や**日数**についての要件は**設けていない**。

## 居宅介護支援 契約時の説明について

- 利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行うことと定められたが、どのような方法が考えられるか。
  - ・ 重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられる。

# 居宅介護支援 契約時の説明について

<例>

※重要事項説明書

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙

	別紙																
<p>① <u>前6か月間に作成したケアプラン</u>における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合</p> <p> <u>訪問介護</u> ●%  <u>通所介護</u> ●%            地域密着型通所介護 ●%            福祉用具貸与 ●%         </p>																	
<p>② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、<u>同一事業者によって提供されたものの割合</u></p>																	
訪問介護	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">○○事業所 ●%</td> <td style="width: 25%;">□□事業所 ●%</td> <td style="width: 25%;">△△事業所 ●%</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>通所介護</td> <td>△△事業所 ●%</td> <td>××事業所 ●%</td> <td>○○事業所 ●%</td> </tr> <tr> <td>地域密着型通所介護</td> <td>□□事業所 ●%</td> <td>△△事業所 ●%</td> <td>××事業所 ●%</td> </tr> <tr> <td>福祉用具貸与</td> <td>××事業所 ●%</td> <td>○○事業所 ●%</td> <td>□□事業所 ●%</td> </tr> </table>	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%		通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	○○事業所 ●%	地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	福祉用具貸与	××事業所 ●%	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%
○○事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%															
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	○○事業所 ●%														
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%														
福祉用具貸与	××事業所 ●%	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%														

## 居宅介護支援 契約時の説明について

- 前6月間の居宅サービス計画の総数のうち 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等を説明することが義務づけられ、それに違反した場合は報酬が減額されるが、令和3年4月以前に指定居宅介護支援事業者と契約を結んでいる利用者に対しては、どのように取り扱うのか。

## 居宅介護支援 契約時の説明について

- 令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが**望ましい**。
- 令和3年4月中に新たに契約を結ぶ利用者等において、当該割合の集計や出力の対応が難しい場合においては、5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことで差し支えない。

## 居宅介護支援 契約時の説明について

参考 通知：第2の3（2）抜粋

- ・ 前6月間の居宅サービス計画の総数のうち 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行わなければならない。

## 居宅介護支援 契約時の説明について

参考 通知：第2の3（2）抜粋

- この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、**文書の交付**に加えて**口頭での説明**を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて**必ず利用者から署名**を得なければならない。



## 居宅介護支援 契約時の説明について

参考 通知：第2の3（2）抜粋

- ・ 前6月間については、**毎年度2回**、次の期間に作成された居宅サービス計画を対象とする。
  - ① 前期（**3月1日から8月末日**）
  - ② 後期（9月1日から**2月末日**）

**説明について** 指定居宅介護支援の提供の**開始に際し行うものとする**が、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。

## 居宅介護支援 特定事業所加算

- 新たな要件「必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること」については、必要性を検討した結果、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスを位置付けたケアプランが事業所の全てのケアプランのうち **1件もない場合** についても算定できるのか。

- **算定できる**。なお、検討の結果位置付けなかった場合、当該理由を **説明できるように** しておくこと。

## 居宅介護支援 特定事業所加算

■ 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは具体的にどのようなサービスを指すのか。

- 例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練等

## 居宅介護支援 居宅介護支援費(II)の要件

■ 情報通信機器の活用について、「**情報通信機器**」を具体的に示されたい。

- ・ 事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えた**スマートフォン**・訪問記録を随時記載できる機能（音声入力も可）のソフトウェアを組み込んだ**タブレット**等
- ・ 個人情報保護委員会・厚生労働省「**医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス**」、厚生労働省「**医療情報システムの安全管理に関するガイドライン**」等を遵守すること。

# 居宅介護支援

## 居宅介護支援費(II)の要件

■ 情報通信機器（人工知能関連技術を含む）の活用や事務職員の配置にあたって介護支援専門員が行う一連の業務等について具体例を示されたい。

- 要介護認定調査関連書類関連業務 書類の受領、打ち込み、複写、ファイリング等
- ケアプラン作成関連業務 関連書類の打ち込み、複写、ファイリング等
- 給付管理関連業務 関連書類の打ち込み、複写、ファイリング等
- 利用者や家族との連絡調整に関する業務
- 事業所との連絡調整、書類発送等業務
- 保険者との連絡調整、手続きに関する業務
- 給与計算に関する業務 等

## 居宅介護支援 居宅介護支援費(II)の要件

■ 事務職員の配置 負担軽減や効率化に資する職員については、当該事業所内の配置に限らず、**同一法人内の配置**でも認められるが、認められる場合について**具体例**を示されたい。

- 法人内に**総務部門**の部署があり、事務職員を配置
- **併設の訪問介護事業所**に事務職員を配置等

## 居宅介護支援 通院時情報連携加算

■ 通院時情報連携加算の「**医師等と連携**を行うこと」の連携の内容、必要性や方法について、具体的に示されたい。

- 医師等に**利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供**を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けることとしている。
- 連携にあたっては、利用者に同席する旨や、同席が診療の遂行に支障がないかどうかを**事前に医療機関に確認**しておく。

## 居宅介護支援 居宅介護支援費の請求方法について

- 病院等から退院・退所する者等で、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、当該利用者に対し、必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合の請求方法について具体的に示されたい。

- ・ ケアプランで予定されていたサービス事業所名、サービス種類名を記載、給付計画単位数を0単位とした給付管理票及び居宅介護支援介護給付費明細書を併せて提出し、請求する。



## 居宅介護支援 退院・退所加算

- カンファレンスに参加した場合は、「利用者又は家族に提供した **文書の写し**を添付すること」としているが、具体例を示されたい。
- ・ 個々の状況等に応じて個別具体的に判断されるものである。
- ・ カンファレンスに参加した場合の記録については、**第5表・第4表**の活用も可能。
- ・ カンファレンスに係る **会議の概要、開催概要、連携記録** 等

泉佐野市田尻町訪問介護連絡会より広域福祉課へのQAより  
通院等乗降介助について

■ 介護度4・5の利用者の場合 乗車又は降車の介助を行う事の前後に連続して、相当の所要時間を身体介護として算定するが帰宅時間までに2時間あかない場合、降車後の身体介護として算定してよいか。

- 2時間あかない場合は、乗車前の身体介護と降車後の身体介護を合算して算定する。（泉佐野市・田尻町の例です）

## 泉佐野市田尻町訪問介護連絡会より広域福祉課へのQAより 通院等乗降介助について

■ 入院・退院時の送迎でも算定可能か。

- ・ 利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものである。なお、この場合の「通院等」には、入院と退院も含まれる。

■ 自宅 → A病院 → B薬局 → 自宅 の場合 Bの薬局についても算定可能か。

- ・ B薬局への算定については、必要性について、保険者に確認した上で算定してください。

## 泉佐野市田尻町デイ連絡会より広域福祉課へのQAより 入浴介助加算Ⅱについて

■ 本人及び家族が家での入浴を望んではいないが 事業所として入浴できるよう練習していくということでの算定は可能か？

- 利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになることを目的としている。入浴介助加算Ⅱの目的が居宅サービス計画の目標となり **同意していない** のであれば **算定はできない**。

■ 計画書の様式はありませんか？

- 計画書の様式は定められていません。

泉佐野市田尻町ケアマネ・デイ連絡会より広域福祉課へのQAより  
**署名・捺印の見直し、電磁的記録の保存等について**

■ どの書類が、署名・押印なしでOKなのか。【居宅支援】

- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第31条第2項、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について「第5雑則」(2)により、**書面で行うことが規定**されているもの又は**想定される交付等**(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するもの)についての**書類**としている。

## 泉佐野市田尻町ケアマネ・デイ連絡会より広域福祉課へのQAより 署名・捺印の見直し、電磁的記録の保存等について

■ 代替手段とは、どのような事が認められるのか。

- 例示として「同意」に関しては、電子メールによる意思表示等が記載されている。
- 「締結」に関しては、契約関係を明確にするために電子署名を活用することが望ましいとしている。
- 「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

## 泉佐野市田尻町ケアマネ・デイ連絡会より広域福祉課へのQAより 署名・捺印の見直し、電磁的記録の保存等について

■ 代替手段の明示とは、どこにどのように行うのか。

- 代替手段の明示とは、前2枚スライドにある省令改正のことである。

■ 【ケアマネ連絡会】 各種の計画書の説明を行い同意を得たことを支援経過などに日付とともに記せば説明同意を行った証明となるのか。

- 支援経過のみでは利用者及び家族の意思表示等の記録が残らないため、電子メール等での記録を合わせて残してください。

泉佐野市田尻町ケアマネ・デイ連絡会より広域福祉課へのQAより  
署名・捺印の見直し、電磁的記録の保存等について

- なお各サービスの**重要事項の説明**、**同意**に関する解釈通知の部分には「当該同意については、利用者及び各サービス事業者双方の保護の立場から**書面**によって**確認**することが**望ましい**」を記載されていることに留意してください。



## 泉佐野市田尻町デイ連絡会より広域福祉課へのQAより 訪問リハ、通所リハの短期集中リハ加算について

- **短期集中リハ**の要件でリハマネ加算の算定とあるが、今回の改定で省くとされています。**リハマネ加算を算定していなくても短期集中リハを算定できる**ということが良いのか。(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について P24、61)

- ・ そのとおり。

## 泉佐野市田尻町デイ連絡会より広域福祉課へのQAより 小規模 同一建物減算について

■ 『同一建物減算の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、**減算の適用前**（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）の単位数を用いること』となっています。減算額を架空に**プラス**した額で**給付管理**をすればいいのか。

- ・ 介護保険最新情報Vol947 参照 **給付管理単位数**は、**減算適用前**（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）の**単位数**とする。

## 泉佐野市田尻町ケアマネ連絡会より広域福祉課へのQAより 通院時情報連携加算について

■ 算定した事実をケアプランの何表にどのような形式で記載するのか。どのタイミングで、どう記載すればいいのか。

- 記録については、居宅サービス計画のどの部分に記載することや形式は示されていないため、第5表支援経過でよい。  
誰が、いつ、どこで、誰と、どのような連携内容だったのか等  
(支援経過に「通院時情報連携別紙」として別に作成しても可)  
を記載する。今後記載についてのQ&Aが出れば、お伝えする。

泉佐野市田尻町ケアマネ連絡会より広域福祉課へのQAより  
「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の掲示について」

■ 準備対策できる期間がなかったことから、書式の切り替えは居宅サービス計画の新規作成及び見直し時に随時切り替える方法でいいのか。

- ・ その通りでよいが、計画期間（目標期間）が長期であり見直し時期がかなり先であると見込まれる場合は、現在策定済の計画の記載内容が、記載要領で追加となっている内容も含めて記載されているか確認していただき、必要に応じて切り替えてください。

泉佐野市田尻町ケアマネ連絡会より広域福祉課へのQAより  
前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護等の割合等の説明について

- 「介護保険最新情報」 Vol.952の問111において 重要事項説明書に記載する例が載せられていますが、そこには、「サービス名」（訪問介護等）、「割合」の他に「事業所名」も記載されている。問112の後に「参考」として元の条文（第4条第2号）および通知（第2の3（2））が載せられていますが、そこには「サービス名」（訪問介護等）「割合」については述べられていますが、「事業所名」については述べられていない。説明を行うにあたって、具体的な事業所名を利用者に説明する必要性 重要事項説明書の記載例のように事業所名を記載については必要ですか。

泉佐野市田尻町ケアマネ連絡会より広域福祉課へのQAより  
前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護等の割合等の説明について【続き】

- 省令、解釈通知では利用者が、特定の種類や**特定の事業者等**に不当に偏することのないよう、公平中立に行うことを規定しています。このための具体的な説明方法としてQ&Aを示しており、問111において記載例があるように重要事項説明書で**事業所名**も**記載**してください。

泉佐野市田尻町ケアマネ連絡会より広域福祉課へのQAより  
区分支給限度基準額の管理について

- 通所介護の大規模事業所を位置づけした場合の通常規模での区分支給限度基準額の管理について オーバーしている場合の実費額は大規模での単位数で良いのか？  
この場合オーバーしている部分へ特例3%の適用はするのか？

- ・ 介護保険最新情報Vol947（例2、例3）参照
- ・ 基本報酬に3%加算されるものであるため、その単位数を超える場合は、その部分への加算も適用されることになる。

# 泉佐野市田尻町ケアマネ連絡会より広域福祉課へのQAより 区分支給限度基準額の管理について

## 通所介護等の区分支給限度基準額に係る給付管理の特例的な取扱い

- 通所介護、通所リハビリテーションの大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理については、通常規模型を利用する者との公平性の観点から、通常規模型の単位数を用いることとする。
- 具体的には、以下のとおりとする。
  - ① 区分支給限度基準額管理の対象外の算定項目を除き、**総単位数**を計算する。
  - ② 基本報酬について、通常規模型にて計算した場合の単位数に**置き換えた上**で、区分支給限度基準額管理の対象外の算定項目を除き、**総単位数**を計算する。
  - ③ 区分支給限度基準額の管理においては、①の総単位数ではなく②の総単位数にて行う。

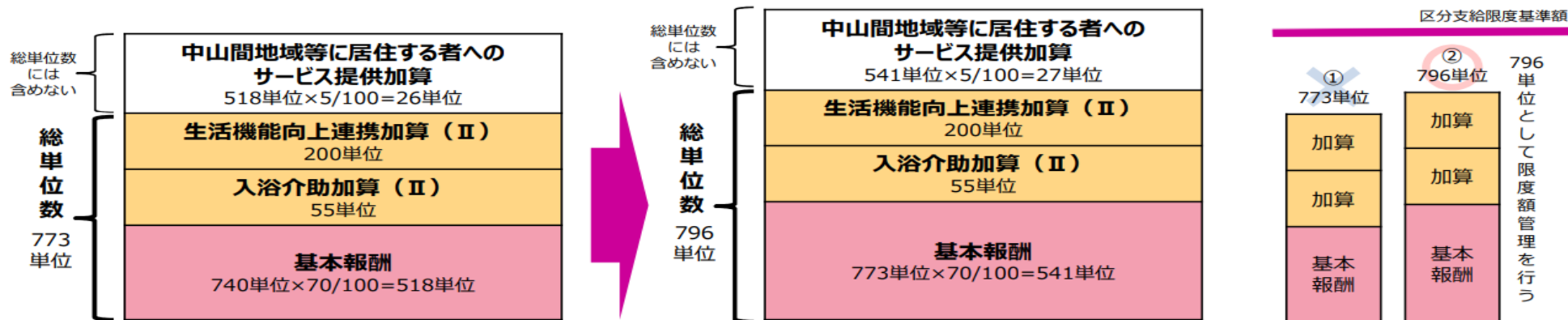
### (例) 通所介護の場合

前提：大規模型通所介護費（Ⅰ）、要介護2、7時間以上8時間未満、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合であって、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、入浴介助加算（Ⅱ）、生活機能向上連携加算（Ⅱ）を算定している利用者

① 区分支給限度基準額管理対象外の算定項目を除き、総単位数を計算（この場合の総単位数は、773単位）

② 通常規模型にて計算した場合の単位数に置き換えた上で、区分支給限度基準額管理対象外の算定項目を除き、総単位数を計算（この場合の総単位数は、796単位）

③ 区分支給限度基準額の管理においては、②の総単位数にて行う



### 【参考】区分支給限度基準額管理の対象外の算定項目

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算